

長野県上伊那広域水道用水企業団監査委員条例

〔昭和 55 年 7 月 25 日〕
条例 第 1 2 号

改正 平成 10 年 11 月 2 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 195 条第 2 項及び第 202 条の規定により、監査委員の定数及び監査委員に関して必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

第 2 条 監査委員（以下「委員」という。）の定数は、2 人とする。

(告示)

第 3 条 企業長は、委員を選出したときは、その住所及び氏名を告示するものとする。

(監査)

第 4 条 委員は、法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を毎年 10 月 1 日から 3 月までの間に 1 回行い、その期日は監査期日前 10 日までに監査を受ける機関に通知しなければならない。

2 委員は、法第 75 条第 1 項及び第 199 条第 6 項の規定による監査を、その要求を受理した日から 14 日以内に着手しなければならない。

3 委員は、前項の監査を行う場合は、期日前 7 日までに企業長に通知しなければならない。

4 委員は、法第 235 条の 2 第 1 項の規定による企業団の現金の出納を毎月 20 日（当日が休日に当たるときは翌日）に検査しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の期日を定めて行うことができる。

(書類の提出)

第 5 条 委員は、企業長及び関係機関に、監査及び検査上必要な書類、帳簿等の提出を求めることができる。

(公表及び告示)

第 6 条 監査の結果又は当該監査の結果等に基づいて企業長及び関係機関が行う措置の通知の公表及び告示については、長野県上伊那広域水道用水企業団公告式条例（昭和 55 年長野県上伊那広域水道用水企業団条例第 1 号）の規定を準用する。

(委任規定)

第 7 条 この条例に規定するもののほか、監査及び検査の執行について必要な事項は、委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 11 月 2 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

